

荷役作業時の 災害防止について

葛城労働基準監督署

榎 俊太郎

令和4年 業種別労働災害発生状況（前年同期対比）

《確定》

業 種	区 分	令和4年			令和3年			死傷者数増減状況	
		4			10			増減数	増減率（％）
全	産 業 合 計	4	2,837	(1514)	10	1,613	(177)	1,224	75.9%
製	造 業	1	340	(73)	1	365	(17)	-25	-6.8%
鉱	業		2			0		2	—
建	設 業		167	(27)	5	163	(11)	4	2.5%
運	輸 交 通 業	1	179	(2)	3	151	(1)	28	18.5%
	道 路 貨 物 運 送 業	1	153		3	136		17	12.5%
貨	物 取 扱 業		4			3		1	33.3%
林	業	1	25			21		4	19.0%
商	業		255	(23)	1	260	(2)	-5	-1.9%
保	健 衛 生 業		1563	(1364)		340	(128)	1,223	359.7%
接	客 娯 楽 業		97	(3)		85		12	14.1%
清	掃 ・ と 畜 業		64	(8)		80	(1)	-16	-20.0%
警	備 業		17			19	(3)	-2	-10.5%
上	記 以 外 の 各 種 事 業	1	124	(14)		126	(14)	-2	-1.6%

《注1》この統計は、労働者死傷病報告に基づく。（両年とも月末日までに機械入力処理した報告の集計である。）

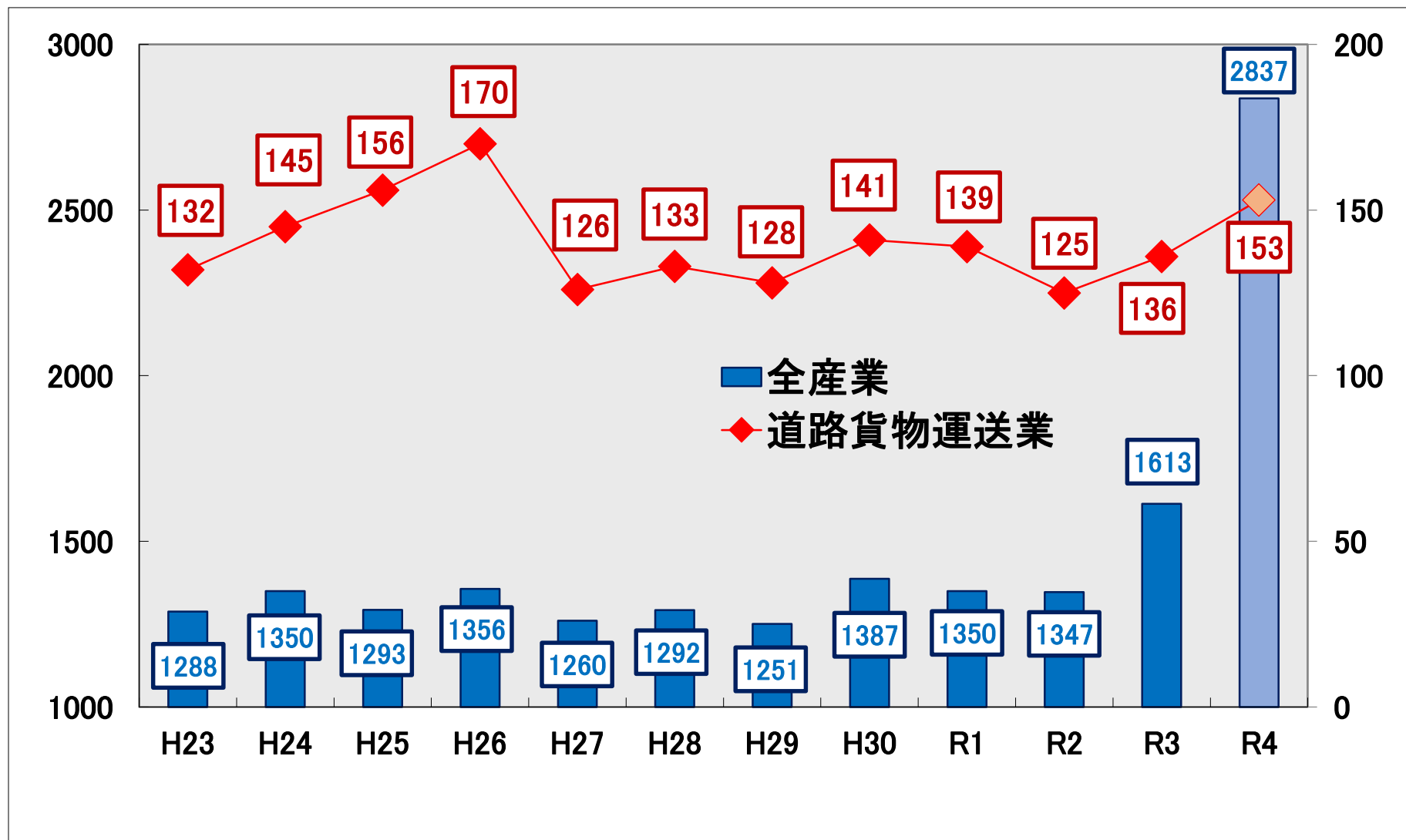
《注2》■の数字は、死亡者数を内数で示している。

《注3》（ ）の数字は、新型コロナウイルス感染症に罹患した労働者数を内数で示している。

※ 参考：陸上貨物運送事業	1	157		3	139		18	12.9%
---------------	---	-----	--	---	-----	--	----	-------

※「陸上貨物運送事業」とは、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業を合わせた呼称である。

1 全産業と道路貨物運送業の労働災害発生件数の推移（奈良局内）

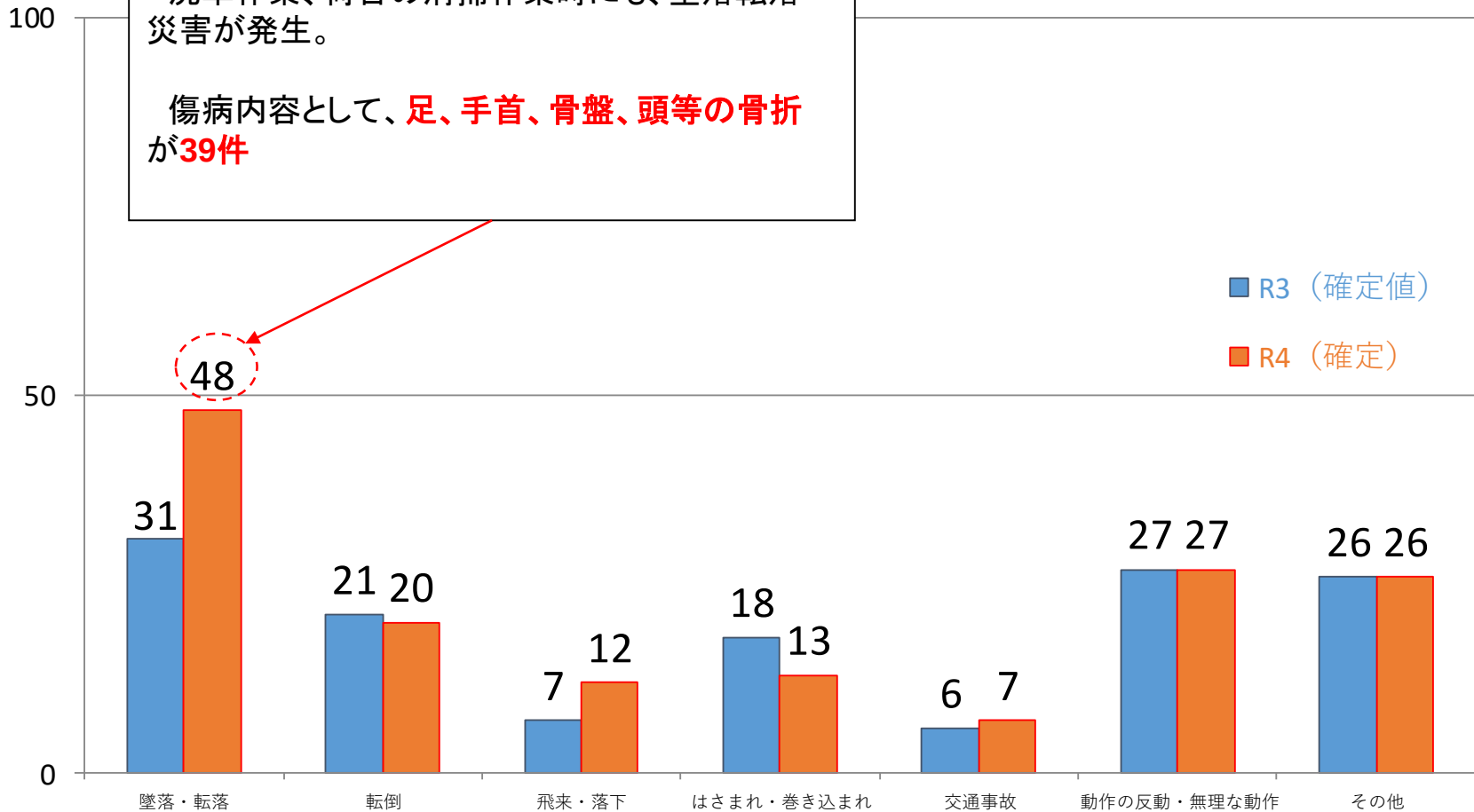


道路貨物運送業 事故の型別 労働災害発生状況（奈良局内）

墜落・転落災害の内、**27件は、荷役作業中に荷台からの墜落災害。**

洗車作業、荷台の清掃作業時にも、墜落転落災害が発生。

傷病内容として、**足、手首、骨盤、頭等の骨折が39件**



トラックでの荷役作業時における 安全対策の強化について

● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、**2トン以上5トン未満**のものが**追加**されます。

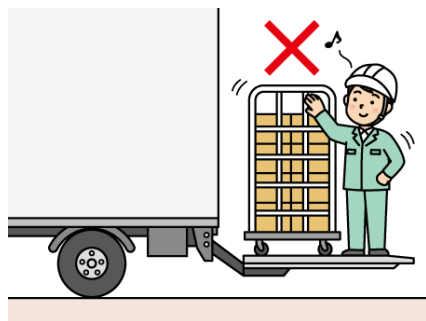
「昇降設備」には、**踏み台等の可搬式**のもののほか、**貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等**が含まれます。

なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

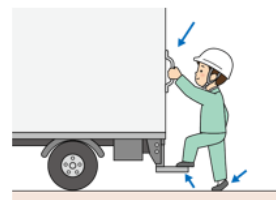
	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



原則として、テールゲートリフターの**昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。**

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。



可搬式の踏み台等の例

●保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

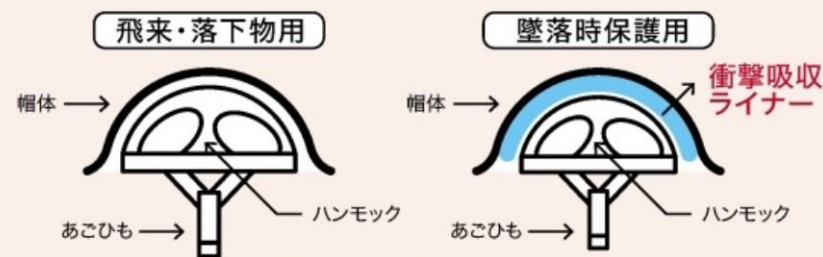
	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備 考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②)	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。
		△ (上記①②)		

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。

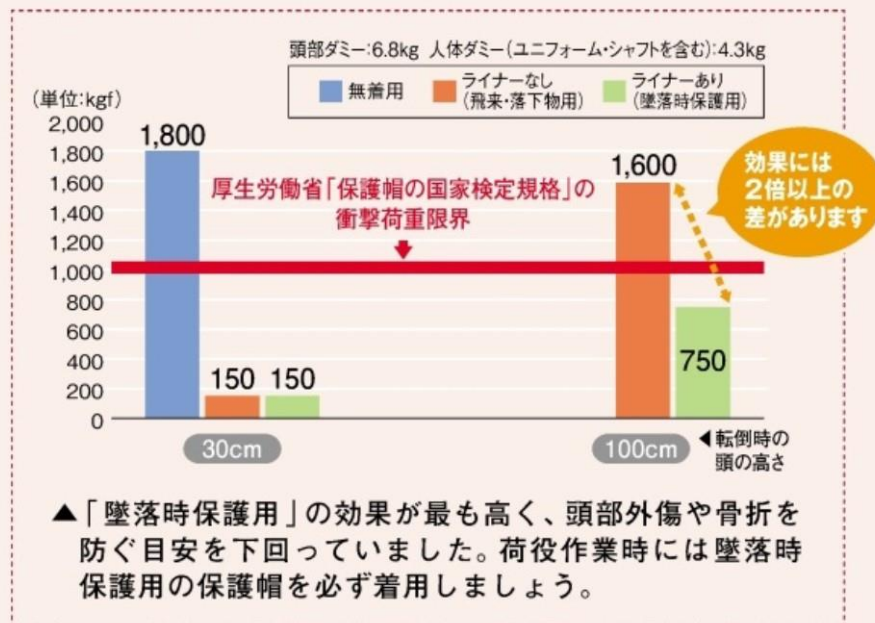


衝撃吸収のメカニズム <墜落時保護用の場合>

- 1 ハンモックが伸びて衝撃を吸収します。
- 2 帽体がひずんで衝撃を受け止めます。
- 3 衝撃を受け止めた後、元の形に戻ろうとします。



保護帽は柔らかさによって頭部を守っています！



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。

協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

<荷役作業の安全対策ガイドライン>で示されている

墜落転落災害の遵守事項

- ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の**床・地面の凹凸等を確認**すること。
また、資材等が置かれている場合には**整理・整頓**してから作業を行うこと。
- ② 不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと（一度地面に降りて移動すること。）。
- ③ **荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業**は、荷や荷台の上で行わず、**出来る限り地上から又は地上での作業**とすること。
- ④ **要求性能墜落制止用器具を取り付ける設備がある場合は、要求性能墜落制止用器具を使用**すること。
- ⑤ **墜落・転落の危険のある作業**においては、**墜落時保護用の保護帽を着用**すること。
- ⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える**安全な立ち位置を確保**すること。
- ⑦ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、**荷台端付近で背を荷台外側に向け**ないようにし、**後ずさりしない**こと。
- ⑧ **雨天時等滑りやすい状態で作業**を行う場合には、**耐滑性のある靴（Fマーク）を使用**すること。
- ⑨ **あおりを立てる場合**には、**必ず固定**すること。
- ⑩ 最大積載量が**2 t 以上の貨物自動車の荷台への昇降**は、**昇降設備を使用**すること。
最大積載量が**2 t 未満の貨物自動車の荷台への昇降**についても、**できる限り昇降設備**（踏み台等の簡易なものでもよい。）を**使用**すること。
- ⑪ **荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）**については、**三点確保**（手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと）を実行すること。

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作※の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について
特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、**事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存**する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科 目	範 囲	時 間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2時間

特別教育の受講については、陸上貨物運送事業労働災害防止協会のHPに各支部の開催状況が掲載されていますので、ご確認をお願いします。

※6月初旬の段階では、多くの支部が開催準備中

- 改正告示の施行日時点において、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に6月以上従事した経験を有する者

学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間	→	<u>45分</u>
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間	→	(変更なし)
	関係法令	0.5時間	→	(変更なし)
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2時間	→	<u>1時間</u>

- 平成25年6月18日付け基安安発0618第1号基安労発0618第1号「「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について」「荷役作業従事者のための安全衛生教育（陸運事業者向け）実施要領」に基づく安全衛生教育であって、教育内容にテールゲートリフターを含むものを受講した者

学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間	→	<u>(省略可)</u>
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間	→	<u>(省略可)</u>
	関係法令	0.5時間	→	(変更なし)
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2時間	→	(変更なし)

- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会が実施するテールゲートリフターに係る荷役作業安全講習会
(「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」をいう。) を受講した者

学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間	→	(変更なし)
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間	→	<u>(省略可)</u>
	関係法令	0.5時間	→	(変更なし)
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2時間	→	(変更なし)

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

【改正後の労働安全衛生規則（抜粋）】 ※赤字が改正部分

（運転位置から離れる場合の措置）

第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

- 一 フォーク、ショベル等の荷役装置（テールゲートリフターを除く。）を最低降下位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 （略）

3 事業者は、第一項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。

4 貨物自動車の運転者は、第一項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。